



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
9月4日
号外(2)
月曜

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年9月4日

滋賀県監査委員 清水 鉄 次
" 奥 博
" 村 尾 慎 哉
" 河 瀬 隆 雄

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	公立大学法人滋賀県立大学
監査実施年月日	令和4年11月18日
監査結果報告年月日	令和5年3月24日
監査の結果	

研究補助の学生アルバイトを雇用する際、担当教員の指示による虚偽の勤務表に基づき賃金が支出された結果、不正経理の事例が認められたので、今後は適正な事務執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき「公立大学法人滋賀県立大学」が講じた措置の内容

当該教員は、県立大学が3年ごとに実施する研究倫理教育を受講していなかったことから、教員への研修体系について、これまでの3年ごとの研究倫理教育の受講を徹底するとともに、更なる規範意識の向上を目的として、その間の年度においては研究費コンプライアンスや分野別研究倫理のテーマを設定した研修を実施するなど、研修プログラムを充実することにより、毎年度の研修受講を必須とした。

また、不正行為に対する学生の意識を高めるため、全学生に「学生のための研究倫理ハンドブック」を新たに配布し、研究のレベルに応じた倫理教育プログラムを体系的に実施した。

事務局としても、アルバイト雇用の関係書類である「出勤簿」等についての取扱いが十分でない点があったことから、不正防止に向けた事務局の役割と、そのために必要となる事務手続等について研修を行い、雇用事務手続の際の教員への指導等が適切に行えるよう対応を図ることとした。

さらに、事務局等のチェック機能が十分に働いていない点が見受けられたことから、「事務部門による雇用計画内容の詳細な把握」、「雇用決定通知を学生に交付する際の注意喚起の徹底」、「事務部門による出勤関係書類の厳格な管理」、「研究内容を知りうる上席教員による勤務内容等のチェック」、「研究費執行マニュアルに基づく、出勤記録に係る教員、学生双方へのヒアリング実施」といった視点を踏まえて事務手続を見直した。

なお、見直し後も新たな事務手続が適正に実施されているか、モニタリングを行っている。

内部監査においても、「年度末に支払いが集中しているもの」、「学生を雇用しているもの」、「複数年の研究課題で、これまで監査対象となっていないもの」、「同時に複数の外部資金を受けている教員に係るもの」といった不正が生じるリスクの高いものを抽出し、その内容に応じて監査の実施頻度を増加することとした。

こうした再発防止策を実施することで、教職員や学生等の更なる意識向上を図るとともに、事務局における

確認体制の改善なども含めた組織的な対応を進めることにより、適正な執行に努める。

当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	(総務部私学・県立大学振興課)
-------------------------	-----------------

県立大学において実施される「研究倫理やコンプライアンスに関する研修」、「学生に対する教育および周知」、「事務局体制および職員研修の見直し」、「雇用に関する事務手続の改善」、「雇用に関する財務執行管理および監査体制の強化」といった再発防止策について定期的に調査・確認することで、再発防止に努めることとした。